

## 高齢者施設における分身ロボット等活用支援事業実施要綱

4 福保高施第2306号

令和5年3月31日

一部改正 5 福祉高施第1475号

令和6年3月22日

### 第1 目的

高齢者施設において、施設の外から遠隔操作で入所者とのコミュニケーション等を行うことができる機器（以下「分身ロボット等」という。）を活用することにより、介護業務のタスクシェアを推進し、介護業務に係る負担軽減を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

### 第3 事業内容

本事業は、分身ロボット等を活用する高齢者施設に対し、分身ロボット等の導入に要する経費を支援するものとする。

### 第4 対象施設

本事業の対象施設は、東京都内に所在する次に掲げる高齢者施設とする。ただし、国又は地方公共団体が設置するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は除くものとする。

ア 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）

イ 介護老人保健施設

ウ 介護医療院

エ 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの（以下「特定施設」という。）に限る。）

オ 軽費老人ホーム（特定施設に限る。）

カ 有料老人ホーム（特定施設に限る。）

キ サービス付き高齢者向け住宅（特定施設に限る。）

### 第5 守秘義務

本事業に携わる関係者は、その業務によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、保有する個人情報の適正管理に努める義務を負うものとする。

## 第6 その他

本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年3月31日付4福保高施第2306号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日付5福祉高施第1475号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。